

# 人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 0 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会



# 目 次

## 第1 組織および運営

1	人事委員会.....	1
(1)	委員.....	1
(2)	委員会の会議.....	1
2	事務局.....	5
(1)	職員定数および現員.....	5
(2)	組織.....	5
(3)	事務分掌.....	5
(4)	平成20年度予算.....	6
3	人事委員会規則等の制定・改廃.....	7
(1)	規則.....	7
(2)	訓令.....	9
(3)	告示.....	10
4	条例案に対する意見.....	11
5	諸会議等.....	13

## 第2 任用関係事務

1	競争試験.....	14
(1)	試験の日程.....	14
(2)	試験区分および採用予定人員.....	14
(3)	受験資格および試験方法.....	15
(4)	試験の実施状況.....	17
2	身体障害者を対象とした職員採用試験.....	20
(1)	試験の日程.....	20
(2)	受験資格および試験方法.....	20
(3)	試験の実施状況.....	20
3	採用選考.....	21
4	昇任選考.....	22

## 第3 給与関係事務

1	給与に関する報告、勧告等.....	23
(1)	職員給与等実態調査.....	23
(2)	職種別民間給与実態調査.....	31
(3)	大津市における費目別、世帯人員別標準生計費.....	35
(4)	職員の給与に関する報告および勧告.....	36

2	給与改定等の概要.....	40
(1)	改定の内容.....	40
(2)	実施時期.....	40
(3)	給与の削減.....	40
3	給与に関する承認.....	41
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振りの特例.....	42
第5	分限および懲戒関係	
1	分限処分の状況.....	43
2	懲戒処分の状況.....	43
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求.....	44
2	不利益処分に関する不服申立て.....	44
3	職員からの苦情相談.....	44
4	職員団体の登録.....	45
5	管理職員等の範囲の指定.....	46
(1)	本 庁.....	46
(2)	出先機関.....	46
6	公平審査事務の受託.....	47
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関.....	48
2	職権行使の状況.....	49
(1)	事業所調査.....	49
(2)	ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況.....	49
	[ 事務局職員名簿 ] .....	50
	[ 転出者名簿 ] .....	50

# 第1 組織および運営

## 1 人事委員会

### (1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	市木 重夫	昭15. 8. 1	平13. 7.29~ 平21. 7.28	(現) 弁護士 平14. 8. 5 委員長就任 平17. 7.29 再任(委員長再任)
委員	宮崎 君武	昭15. 3. 9	平14. 8. 4~ 平22. 8. 3	(現) 滋賀県商工会議所連合会会長 (現) 大津板紙(株)代表取締役社長 平18. 8. 4 再任
委員	田中 雅代	昭18. 1. 1	平19.12.26~ 平23.12.25	(元) 滋賀県男女共同参画センター 所長

### (2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成20年 4月10日	協議事項 1 平成20年度行事予定について 報告事項 1 平成19年度各種採用試験実施結果について
5月 2日	審議事項 1 職員採用試験公告について (1) 平成20年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告案 (2) 平成20年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告案 (3) 平成20年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験公告案 (4) 平成20年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案 協議事項 1 不利益処分に対する不服申立てについて その他 1 平成20年職種別民間給与実態調査について
5月29日	審議事項 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 2 人事委員会告示の一部改正について (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正案 (2) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案 報告事項 1 職員の懲戒処分について(2件)
6月26日	審議事項 1 職員の採用の選考について 2 職員の昇任の選考について 3 条例案に対する意見について (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案 4 不服申立書の受理について
7月22日	審議事項 1 職員の昇任の選考について
7月31日	審議事項 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成20年度滋賀県警察官採用候補者名簿(第1回男性A-1、A-2、女性A、語学)

開催期日	議 題
(7月31日)	<p>報告事項</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について  (1) 平成19年度滋賀県警察官採用候補者名簿(第1回男性A-1、A-2、女性A、語学)</p>
8月27日	<p>審議事項</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について  (1) 平成20年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級)</p> <p>2 人事委員会規則の制定および一部改正について  (1) 滋賀県人事委員会の所管する規則に基づく行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則案  (2) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>報告事項</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について  (1) 平成19年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級)</p> <p>2 人事院勧告の内容について</p>
9月5日	<p>協議事項</p> <p>1 「職員の給与に関する報告および勧告」について</p>
9月18日	<p>協議事項</p> <p>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>
9月24日	<p>審議事項</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について  (1) 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>協議事項</p> <p>1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について</p>
10月2日	<p>審議事項</p> <p>1 「職員の給与等に関する報告及び勧告」について</p>
10月16日	<p>人事委員会勧告</p> <p>県議会議長および知事に「職員の給与等に関する報告および勧告」を提出</p>
10月29日	<p>審議事項</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について  (1) 平成20年度滋賀県職員採用候補者名簿(初級)  (2) 平成20年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</p> <p>2 職員の昇任の選考について</p> <p>3 人事委員会規則の一部改正について  (1) 滋賀県職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則案  (2) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案  (3) 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>4 不服申立て事案の準備手続について</p> <p>報告事項</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について  (1) 平成19年度滋賀県職員採用候補者名簿(初級)  (2) 平成19年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿</p> <p>2 平成20年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について</p> <p>3 職員の懲戒処分について(1件)</p>
11月11日	<p>審議事項</p> <p>1 採用候補者名簿の確定について  (1) 平成20年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外A)</p> <p>報告事項</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について  (1) 平成19年度滋賀県警察官採用候補者名簿(県外A)</p>

開催期日	議 題
11月27日	審議事項 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 報告事項 1 職員の懲戒処分について(5件)
12月2日	審議事項 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成20年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性B、女性B) 2 人事委員会告示の一部改正について (1) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 報告事項 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成19年度滋賀県警察官採用候補者名簿(第2回男性A、男性B、女性B)
12月5日	審議事項 1 条例案に対する意見について (1) 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
12月22日	審議事項 1 職員の昇任の選考について 2 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 報告事項 1 不利益処分に対する不服申立てについて
12月25日	審議事項 1 職員の昇任の選考について 2 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 3 不服申立書の受理について 報告事項 1 職員の懲戒処分について
平成21年 1月9日	審議事項 1 条例案に対する意見について (1) 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 2 不服申立書の受理について 報告事項 1 職員の懲戒処分について
1月27日	審議事項 1 人事委員会規則の一部改正について (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (6) 義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則案
2月2日	審議事項 1 採用候補者名簿の確定について (1) 平成20年度(県外)滋賀県警察官採用候補者名簿(警察官(B)) 報告事項 1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成19年度(県外)滋賀県警察官採用候補者名簿(警察官(B))

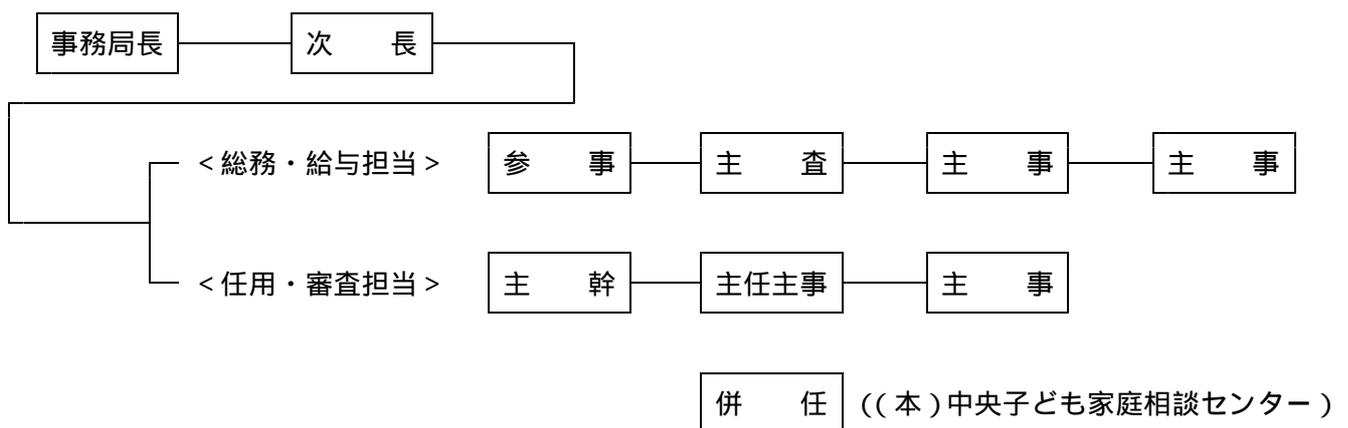
開催期日	議 題
2月19日	<p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案</li> <li>(2) 平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案</li> <li>(3) 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案</li> <li>(4) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</li> </ol> </li> <li>2 滋賀県警察官採用試験に係る評定基準の一部改正について</li> <li>3 平成21年度滋賀県警察官採用試験の実施計画・受験資格について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成21年度滋賀県警察官(A)採用試験公告案</li> <li>(2) 平成21年度滋賀県警察官(B)採用試験公告案</li> </ol> </li> </ol>
3月13日	<p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用の選考について</li> <li>2 職員の昇任の選考について</li> <li>3 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> <li>4 不服申立て事案の裁決について</li> </ol>
3月25日	<p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用の選考について</li> <li>2 職員の昇任の選考について</li> <li>3 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(2) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(3) 職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(4) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案</li> <li>(5) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(6) 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(7) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(8) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(9) 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(10) 職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(11) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案</li> <li>(12) 職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則案</li> <li>(13) 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案</li> </ol> </li> <li>4 人事委員会訓令の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 滋賀県人事委員会事務職員服務規程の一部改正案</li> <li>(2) 滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正案</li> </ol> </li> <li>5 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案</li> </ol> </li> <li>6 事務局職員の人事について</li> </ol>
3月27日	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の懲戒処分について(2件)</li> </ol>

## 2 事務局

### (1) 職員定数および現員

定数	現 員			併任職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

### (2) 組 織



### (3) 事務分掌

担 当	分 掌 事 務
総務・給与	1 人事委員会議に関すること。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関すること。 3 公印の管守に関すること。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関すること。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関すること。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関すること。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関すること。 8 人事行政の運営に関する勧告に関すること。 9 職員に対する給与の支払い監理に関すること。 10 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関すること。 2 職階制に関する計画の立案および実施に関すること。 3 職員の研修および勤務成績の評定に関する総合的企画に関すること。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関すること。 5 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する審査および措置に関すること。 6 職員の苦情の処理に関すること。 7 職員団体に関すること。

## (4) 平成20年度予算

## ア 歳入予算

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
諸収入	受託事業収入	総務受託事業収入	公平委員会費	-	1	1

## イ 歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	7,560	-	7,560
	委員会運営費	16,040	4,014	12,026
	計	23,600	4,014	19,586
事務局費	職員費	64,645	10,081	74,726
	事務局運営費	1,015	214	801
	計	65,660	9,867	75,527
合計		89,260	5,853	95,113

## (節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		23,600	4,014	19,586
			報酬	7,560	-	7,560
			共済費	245	25	220
			賃金	1,839	180	1,659
			報償費	24	24	0
			旅費	3,005	298	2,779
			交際費	50	30	20
			需用費	4,401	1,401	3,419
			役務費	1,316	112	1,514
			委託料	2,452	1,516	936
			使用料及び賃借料	583	200	383
			備品購入費	100	100	0
			負担金補助金及び交付金	2,025	128	1,897
		事務局費		65,660	9,867	75,527
			給料	30,032	5,779	35,811
			職員手当等	24,853	1,798	26,651
			共済費	9,760	2,504	12,264
			旅費	72	-	72
			需用費	632	213	419
			役務費	311	1	310

### 3 人事委員会規則等の制定・改廃

#### (1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平20 3	平20 . 4 . 1	職員の勤務時間、休日 および休暇に関する規則 の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児短時間勤務職員等の年次有給休暇について所要の改正を行った。</li> <li>・ 私傷病休暇の期間を180日とする疾病または負傷について定めることとした。</li> <li>・ 子の看護等休暇の対象を広げるとともに、休暇取得事由に学校保健法に基づく就学前健康診断を加えることとした。</li> </ul>
4	平20 . 4 . 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
5	平20 . 4 . 1	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員の派遣先団体について所要の改正を行った。
6	平20 . 4 . 1	公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」および「滋賀県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の改称に伴い、関係規則の規定の整理を行った。
7	平20 . 4 . 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
8	平20 . 4 . 1	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	副校長、主幹教諭、指導教諭の導入に伴い所要の改正を行った。
9	平20 . 4 . 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	副校長、主幹教諭、指導教諭の導入に伴い所要の改正を行った。
10	平20 . 4 . 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、職務の分類について定めた別表等の改正を行った。
11	平20 . 4 . 1	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、給料の調整を行う勤務箇所を定めた別表について所要の改正を行った。
12	平20 . 4 . 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
13	平20 . 4 . 1	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	教育職給料表に特2級を創設したことに伴い、所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規則名	概要
14	平20.4.1	職員の農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	農林漁業普及指導手当の支給割合および支給対象について、所要の改正を行った。
15	平20.4.1	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	副校長の導入に伴い、所要の改正を行った。
16	平20.4.1	義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	教育職給料表に特2級を創設したことに伴い、所要の改正を行った。
17	平20.6.6	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	滋賀県公害防止条例の一部改正に伴い、公害調査等業務手当の対象とする施設を新たに加えるなど、所要の改正を行った。
18	平20.8.27	滋賀県人事委員会の所管する規則に基づく行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則	人事委員会規則において書面によることとされている各種手当の届出、認定簿の作成等の手続を電子で（書面によらずに）行うことが可能となるようにした。
19	平20.8.27	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	給与の口座振込みを開始することに伴い、所要の規定整備を行った。
20	平20.10.1	公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員の派遣先団体の改称に伴い、所要の改正を行った。
21	平20.11.7	滋賀県職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	公益法人制度改革に伴う整備法等により地方公務員法が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
22	平20.11.7	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員災害補償法等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
23	平20.11.27	公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改称に伴い、所要の改正を行った。
24	平20.12.1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	株式会社日本政策金融公庫の設立に伴い、所要の改正を行った。
25	平20.12.26	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	東京事務所の執行体制の強化に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
26	平20.12.26	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	東京事務所の執行体制の強化に伴い、職務の分類について定めた別表等の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
27	平20.12.26	職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	平成21年1月1日以降の地域手当の支給割合を定めるため、所要の改正を行った。
平21 1	平21.1.30	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
2	平21.1.30	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	甲賀広域行政組合における副収入役の廃止に伴い、所要の改正を行った。
3	平21.1.30	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
4	平21.1.30	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い、職務の分類について定めた別表等の改正を行った。
5	平21.1.30	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編に伴い所要の改正を行うとともに、ダム施設内における除雪作業を特殊作業現場手当の支給対象作業とすることとした。
6	平21.1.30	義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正による義務教育等教員特別手当の上限額の変更にあわせて動手当の月額を定めている別表について所要の改正を行った。
7	平21.3.26	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
8	平21.3.26	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
9	平21.3.26	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	護衛等作業のうち、心身に著しい負担を与えるものとして、天皇または皇后等を側近警衛する場合に準ずる場合を加えることとした。

## (2) 訓 令

訓令 番号	施行年月日	訓 令 名	概 要
平20 1	平20.4.1	滋賀県情報処理規程の制定	制定者に収用委員会を加えた合同訓令として新たに規程を制定した。

訓令 番号	施行年月日	訓 令 名	概 要
2	平20 . 4 . 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	平20 . 4 . 1	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
4	平20 . 4 . 1	滋賀県情報処理規程の廃止	制定者に収用委員会を加えた合同訓令を新たに制定することに伴い、従前の規程を廃止した。
5	平20 . 4 . 1	審査基準および処分基準に関する規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

### (3) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平20 2	平20 . 4 . 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	平20 . 6 . 6	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関の指定の一部改正	滋賀県立八幡養護学校の移転・改称および滋賀県立八日市養護学校の寄宿舍の廃止に伴い、所要の改正を行った。
4	平20 . 6 . 6	職員の宿日直手当の支給に関する規則に基づき人事委員会が指定する機関指定の一部改正	滋賀県立八幡養護学校の移転・改称および滋賀県立八日市養護学校の寄宿舍の廃止に伴い、所要の改正を行った。
5	平20 . 12 . 2	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	病院事業庁に委任する選考職種に、病院事業庁の診療放射線技師の職を加える改正を行った。

#### 4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平20. 6. 26	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平20. 12. 5	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、早期希望退職制度を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が本年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等を踏まえて、公立学校職員の義務教育等教員特別手当の手当額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、教員特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の取り扱いに準じて、手当額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平21. 1. 9	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、早期希望退職制度を実施することに伴い、所要の改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が本年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等を踏まえるとともに義務教育費国庫負担金の取り扱いに準じて、公立学校職員の義務教育等教員特別手当の手当額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、教員特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の取り扱いに準じて、手当額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平20. 2. 19	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が平成20年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等を踏まえて、職員の勤務時間の見直しを行うとともに、併せて裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴い、特別休暇を認める範囲に裁判員としての出頭を追加しようとするものであり、適当なものと認めます。

提出年月日	条例案の名称	意見
(平20 . 2 . 19)	平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>この条例案は、直面する深刻な財政危機に対応するため、現下の諸情勢を勘案して提案されたものと認識しておりますが、職員の給与は地方公務員法に定める給与決定の原則により定められるべきものであることから、特例的な措置とはいえ、誠に遺憾であります。</p> <p>本委員会が平成20年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」で述べて参りましたように、本県における給与抑制措置は、平成15年度から実に8年間にわたって継続するとされているところであり、全国の自治体の中でも極めて厳しいものであります。本提案は管理職員の手当の更なる減額であり、職員全体の士気や行政力の低下および人材確保に及ぼす影響が懸念されることから、当該措置の回避に向けて最善の努力が尽くされることを切に要望します。</p>
	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>この条例案は、本委員会が平成20年10月16日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、医師および歯科医師の初任給調整手当の額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。</p>
	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	<p>この条例案は、産業教育等実習手当の支給対象を、農業に関する課程を置く高等学校に勤務する職員に改定しようとするものであり、適当なものと認めます。</p>

## 5 諸会議等

平成20年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平20. 4.11	警察官採用共同試験第1回事務担当者会議	京 都 府
4.14～15	職種別民間給与実態調査説明会	東 京 都
5.20	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	和歌山県
5.28	警察官採用共同試験第2回事務担当者会議	千 葉 県
6. 6	第115回全国人事委員会連合会総会（春季）	東 京 都
7.10～11	第51回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	宮 城 県
8.12	人事院勧告説明会	東 京 都
8.25	全国人事委員会事務局長会議	東 京 都
9. 3	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	京 都 府
9.11	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	奈 良 県
10.23	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	兵 庫 県
11. 7	第116回全国人事委員会連合会総会（秋季）	愛 知 県
11.11	職種別民間給与実態調査業務説明会	東 京 都
平21. 2. 3	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	和歌山県
2. 5	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	京 都 県
2.13	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	奈 良 県
3.27	勤務時間に関する改正規則説明会	東 京 都

## 第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和25年法律第261号）および職員の任用に関する規則（昭和30年人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成20年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

### 1 競争試験

#### (1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平20. 5.14	平20. 5.16～ 6. 6 (郵送・持参) 平20. 5.16～ 6. 4 (インターネット)	平20. 6.29 7.13～7.16	平20.8.5、 8.9～8.11	平20. 8.27
初級試験 (高校卒業程度)	平20. 5.14	平20. 8.25～ 9.10 (郵送・持参 ・インターネット)	平20. 9.28	平20.10.13、10.14	平20.10.29
第一回警察官 (男性A 女性A 語学)	平20. 3. 3	平20. 4. 1～ 4.23 (郵送・持参) 平20. 4. 1～ 4.15 (インターネット)	平20. 5.11	平20. 6. 3 ～ 6.5 7.16、 7.18 7.19	平20. 7. 31
第二回警察官 (男性B 女性B)	平20. 3. 3	平20. 8. 4～ 9. 3 (郵送・持参) 平20. 8. 4～ 8.25 (インターネット)	平20. 9.21	平20.10.16、11.19	平20.12. 2
小・中学校 事務職員	平20. 5.14	平20. 8.25～ 9.10 (郵送・持参 ・インターネット)	平20. 9.28	平20.10.13、10.14	平20.10.29

#### (2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政	35人程度	警察官	県内	男性A - 1	約10人
	環境行政	2人程度			男性A - 2	約40人
	警察事務	4人程度			女性A	約5人
	化学	4人程度			語学(科ト加攝)	約3人
	農業	1人程度			語学(北京語)	約3人
	林業	1人程度			男性B	約15人
	建築	2人程度		女性B	約5人	
	総合土木	8人程度		県外	A	若干人
初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	2人程度		B	若干人	
	警察事務	3人程度	小・中学校事務職員	-	13人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 試 験	<p>ア 昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 昭和62年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者および平成21年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(大学卒業程度) 択一式 45問中40問選択 120分</li> <li>・専門試験(大学卒業程度) 択一式 総合土木以外の試験区分 40問 120分 総合土木 45問中40問選択 120分</li> <li>・口述試験 個別面接</li> </ul> <p>第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul>
初 級 試 験	<p>昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者</p> <p>受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分</li> </ul> <p>第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作文試験 90分</li> <li>・口述試験 集団討論 個別面接</li> <li>・適性検査</li> </ul>

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	<p>男性A-1 昭和53年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教員法に基づき、平成20年10月1日の採用に認められる者</p> <p>男性A-2 昭和53年4月2日以降に生まれた男性であつて、大学を卒業し、平成21年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者</p> <p>女性A 昭和53年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業し、平成21年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者</p> <p>語学 昭和53年4月2日以降に生まれた者であつて、大学を卒業し、平成21年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者</p>	<p>第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 120分  択一式 40問 ・作文試験 60分 ・専門試験(語学区分のみ) 90分  択一式 30問</p> <p>第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 ・呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験  握力、上体起こし、長座体前屈  反復横とび、20mシャトル、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論  個別面接</p>
	第二回	<p>男性B 昭和53年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた男性。ただし、大学を卒業した者の者およびこれらと同等と認められる者を除く。</p> <p>女性B 昭和53年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた女性。ただし、大学を卒業した者の者およびこれらと同等と認められる者を除く。</p>	<p>第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 120分  択一式 50問 ・作文試験 60分</p> <p>第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 ・呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験  握力、上体起こし、長座体前屈  反復横とび、20mシャトル、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論  個別面接</p>
		<p>受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ</p> <p>身体検査基準 身長 160cm以上(女性は153cm以上) 体重 おおむね47kg以上(女性は43kg以上) 胸囲 おおむね78cm以上(男性のみ) 視力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色覚 職務執行に支障がないこと。 聴力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。</p>	
	小・中学校 事務職員	<p>昭和62年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた者 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p>	<p>第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 120分  択一式 50問</p> <p>第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論  個別面接 ・適性検査</p>

#### (4) 試験の実施状況

##### ア 上級試験

( ) は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
行 政	35人程度	(181) 611	(152) 499	81.7	(45) 185	(20) 74	(12) 35	14.3	(8) 28
環境行政	2人程度	(12) 27	(9) 21	77.8	(3) 7	(2) 5	(1) 2	10.5	(1) 2
警察事務	4人程度	(20) 43	(16) 32	74.4	(4) 8	(3) 5	(3) 4	8.0	(3) 4
化 学	4人程度	(13) 44	(10) 31	70.5	(8) 21	(5) 10	(3) 4	7.8	(3) 4
農 業	1人程度	(2) 10	(1) 7	70.0	(1) 4	(1) 3	(1) 1	7.0	(1) 1
林 業	1人程度	(5) 13	(3) 8	61.5	(1) 5	(0) 3	(0) 1	8.0	(0) 1
建 築	2人程度	(5) 15	(3) 13	86.7	(1) 5	(1) 5	(0) 2	6.5	(0) 2
総合土木	8人程度	(11) 59	(5) 39	66.1	(2) 23	(2) 18	(1) 8	4.9	(1) 8
計		(249) 822	(199) 650	79.1	(65) 258	(34) 123	(21) 57	11.4	(17) 50

##### イ 初級試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(8) 25	(6) 21	84.0	(3) 8	(1) 2	10.5	(1) 2
警察事務	3人程度	(19) 37	(15) 28	75.7	(5) 9	(3) 4	7.0	(2) 3
計		(27) 62	(21) 49	79.0	(8) 17	(4) 6	8.2	(3) 5

##### ウ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争 率倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	13人程度	(42) 107	(35) 79	73.8	(10) 32	(8) 13	6.1	(5) 10

工 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県内	A-1	約10人	133	69	51.9	49	6	11.5	3
	A-2	約40人	492	252	51.2	176	35	7.2	30
	B	約15人	134	104	77.6	74	10	10.4	10
	計		759	425	56.0	299	51	8.3	43
県外	A	若干	-	35	-	22	2	17.5	1
	B	若干	-	67	-	38	3	22.3	2
	計		-	102	-	60	5	20.4	3

才 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A	約5人	133	68	51.1	35	8	8.5	7
B	約5人	35	27	77.1	18	5	5.4	5
合計		168	95	56.5	53	13	7.3	12

力 警察官（語学）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
語学 (ポルトガル語)	約3人	(2) 3	(2) 3	100.0	(2) 3	(0) 0	-	(0) 0
語学 (北京語)	約3人	(5) 8	(4) 6	75.0	(3) 4	(0) 0	-	(0) 0
計		(7) 11	(6) 9	81.8	(5) 7	(0) 0	-	(0) 0

キ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者 数人	2次試験 受検者 数人	2次試験 受検率 %	最終 合格者 数人	最競争 終率 倍	採用者数 人
警察官 A	岐阜県	4	0	0	-	0	-	0
	愛知県	1	0	0	-	0	-	0
	福岡県	4	2	2	100.0	0	-	0
	熊本県	5	3	2	66.7	0	-	0
	宮崎県	15	12	7	58.3	2	7.5	1
	鹿児島県	6	5	1	20.0	0	-	0
小計		35	22	12	54.5	2	17.5	1
警察官 B	石川県	5	2	2	100.0	0	-	0
	福井県	6	5	2	40.0	0	-	0
	岐阜県	5	0	0	-	0	-	0
	愛知県	0	0	0	-	0	-	0
	福岡県	11	8	6	75.0	1	11.0	1
	熊本県	11	5	2	40.0	1	11.0	0
	宮崎県	15	10	8	80.0	0	-	0
	鹿児島県	14	8	7	87.5	1	14.0	1
小計		67	38	27	71.1	3	22.3	2
合計		102	60	39	65.0	5	20.4	3

## 2 身体障害者を対象とした職員採用試験

### (1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平20. 5.14	平20. 9.17~10. 1 (郵送・持参・インターネット)	平20.10.19	平20.10.31

### (2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和55年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>エ 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>オ 介助・介護者なしに受験可能な者</p> <p>受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 120分</li> <li>・ 作文試験 60分</li> <li>・ 口述試験 個別面接</li> <li>・ 適性検査</li> </ul>

### (3) 試験の実施状況

( )内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	1人	(5) 9	(5) 8	88.9	(1) 1	8.0	(1) 1

### 3 採用選考

(人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	2	-	-	-	2
次 長 お よ び そ の 相 当 職	3	-	-	-	3
課 長 お よ び そ の 相 当 職	7	1	-	-	8
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	1	5	-	-	6
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	12	4	1	-	17
主 事、技 師 お よ び そ の 相 当 職	54	12	6	-	72
技 能 労 務 職	-	-	-	-	-
計	79	22	7	-	108

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	-
警 視 (課長相当職)	-
警 部	6
警 部 補	1
巡 査 部 長	2
巡 査	2
計	11
合計( + )	119

併任、任命換えを含む。  
任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

#### 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児 童 指 導 員	3	3	獣 医 師	6	5
児 童 福 祉 司	2	2	薬 剤 師	4	3
保 育 士	1	1	診 療 放 射 線 技 師	1	1
自 立 支 援 員	1	1	理 学 療 法 士	1	1
生 活 支 援 員	1	1	作 業 療 法 士	1	1
精 神 保 健 福 祉 士	1	1	保 健 師	3	3
工 業 技 術 セ ン タ ー の 技 師	4	4	少 年 補 導 職 員	2	2
医 師	2	2	科 学 捜 査 研 究 所 の 研 究 員	4	4
			計	37	35

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	21	21	看 護 師	91	78
臨床工学技士	2	1	病院事業庁の医療事務員	1	1
診療放射線技師	2	2	病院事業庁の介護職員	1	1
			計	118	104

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

部局 職	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他		
部長および その相当職	5	-	-	3	8	
次長および その相当職	23	3	-	1	27	
課長および その相当職	64	6	1	7	78	
課長補佐および その相当職	95	6	5	4	110	
副主幹および その相当職	96	25	14	19	154	
計	283	40	20	34	377	

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	6
警 視 (課長相当職)	18
警 部	11
警 部 補	6
巡 査 部 長	-
計	41

合計( + )	418
---------	-----

### 第3 給 与 関 係 事 務

#### 1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成20年10月16日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

##### (1) 職員給与等実態調査

平成20年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

##### ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知事	警察	教育 委員会	議 会	監 査 委員	人 事 委員会	選挙管理 委員会	高 等 学校等	小学校 および 中学校	計
行政職	2,551	253	140	26	14	9	6	239	308	3,546
警察職	-	2,208	-	-	-	-	-	-	-	2,208
研究職	230	12	-	-	-	-	-	-	-	242
医療職(1)	19	-	-	-	-	-	-	-	-	19
医療職(2)	145	1	1	-	-	-	-	12	41	200
医療職(3)	105	1	2	-	-	-	-	-	-	108
福祉職	68	-	-	-	-	-	-	-	-	68
高等学校等 教育職	-	-	16	-	-	-	-	3,144	-	3,160
小・中学校等 教育職	-	-	27	-	-	-	-	-	7,088	7,115
技能労務職	91	25	1	-	-	-	-	153	-	270
計	3,209	2,500	187	26	14	9	6	3,548	7,437	16,936

注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員（行政職3人、小学校および中学校等教育職38人）を含む。

3 再任用職員は、含まれていない。（以下表々まで同じ。）

##### イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：%）

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行政職給料表	0.0	24.4	16.1	59.5	75.1	24.9
警察職給料表	-	52.8	2.4	44.8	95.8	4.2
研究職給料表	-	4.9	8.3	86.8	82.2	17.8
医療職給料表(1)	-	-	-	100.0	89.5	10.5
医療職給料表(2)	-	2.5	30.5	67.0	45.5	54.5
医療職給料表(3)	-	0.9	41.7	57.4	1.9	98.1
福祉職給料表	-	2.9	41.2	55.9	50.0	50.0
高等学校等教育職給料表	0.0	2.9	3.8	93.3	65.8	34.2
小・中学校等教育職給料表	-	-	11.1	88.9	48.4	51.6
技能労務職給料表	56.3	41.5	2.2	-	60.4	39.6
計	0.9	13.3	10.0	75.8	63.8	36.2

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

年 齢	職 種	一般職員		教育職員			警察職員	全 職 員
			行 政		高 校 等	小中学校		
~ 24歳		4.3	5.1	3.6	1.1	4.7	10.9	4.8
25 ~ 29		7.1	7.2	8.0	4.0	9.8	17.7	9.0
30 ~ 34		10.4	10.7	8.4	10.4	7.5	14.5	9.7
35 ~ 39		14.7	15.5	10.7	12.6	9.9	10.7	11.8
40 ~ 44		15.0	15.0	15.5	18.2	14.3	9.8	14.6
45 ~ 49		15.3	14.5	21.8	21.9	21.8	10.9	18.7
50 ~ 54		16.2	15.6	21.1	19.2	21.9	14.3	18.9
55 ~ 59		17.0	16.4	10.9	12.6	10.1	11.2	12.5
60 ~		0.0	-	-	-	-	-	0.0
計		4,453人	3,546人	10,275人	3,160人	7,115人	2,208人	16,936人

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
一般職員	平成20年4月	351,572 円 (355,306)	11,590 円 (11,503)	17,062 円 (17,286)	380,224 円 (384,182)	0.004 % (1.04)
	平成19年4月	351,977 (359,647)	11,503	16,727 (17,072)	380,207 (388,222)	
全職員	平成20年4月	374,169 円 (378,054)	10,838	17,635 円 (17,839)	402,642 円 (406,731)	0.07 (1.01)
	平成19年4月	374,849 (382,465)	10,784	17,301 (17,638)	402,934 (410,887)	

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

2 ( )内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。(次表において同じ。)

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
行 政 職	43.4 歳	349,696 円 (353,416)	12,027 円	16,851 円 (17,071)	378,574 円 (382,514)
警 察 職	39.3	334,084 (336,758)	14,092	15,748 (15,879)	363,924 (366,729)
研 究 職	43.4	368,325 (372,129)	13,705	17,636 (17,858)	399,666 (403,692)
医 療 職 (1)	48.8	488,380 (500,879)	16,053	74,024 (76,715)	578,457 (593,647)
医 療 職 (2)	42.8	347,066 (350,664)	7,493	16,265 (16,462)	370,824 (374,619)
医 療 職 (3)	43.0	348,876 (352,286)	2,778	15,941 (16,108)	367,595 (371,172)
福 祉 職	46.7	402,894 (407,163)	10,904	18,835 (19,051)	432,633 (437,118)
高 校 等 教 育 職	44.9	407,146 (411,214)	12,056	18,979 (19,178)	438,181 (442,448)
小 中 学 校 等 教 育 職	43.7	386,106 (390,378)	8,816	17,983 (18,199)	412,905 (417,393)
技 能 労 務 職	50.0	343,051 (346,390)	10,367	15,903 (16,054)	369,321 (372,811)

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

才 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,546人	人 222	人 363	人 941	人 837	人 358	人 636	人 134	人 40	人 15
	% 6.3	% 10.2	% 26.5	% 23.6	% 10.1	% 17.9	% 3.8	% 1.1	% 0.4
警察 2,208	241	443	371	682	327	77	34	18	15
	10.9	20.1	16.8	30.9	14.8	3.5	1.5	0.8	0.7
研究 242	0	64	130	41	7	-	-	-	-
	0.0	26.4	53.7	16.9	2.9	-	-	-	-
医療(1) 19	3	0	6	10	-	-	-	-	-
	15.8	0.0	31.6	52.6	-	-	-	-	-
医療(2) 200	2	14	59	19	74	24	8	-	-
	1.0	7.0	29.5	9.5	37.0	12.0	4.0	-	-
医療(3) 108	0	4	25	44	29	6	-	-	-
	0.0	3.7	23.1	40.7	26.9	5.6	-	-	-
福祉 68	1	16	2	39	8	2	-	-	-
	1.5	23.5	2.9	57.4	11.8	2.9	-	-	-
高校 3,160	27	2,965	97	68	(特2) 3	-	-	-	-
	0.9	93.8	3.1	2.2	(特2) 0.1	-	-	-	-
小中学校 7,115	0	6,389	375	339	(特2) 12	-	-	-	-
	0.0	89.8	5.3	4.8	(特2) 0.2	-	-	-	-

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「-」は、給料表において級の無いことを示す。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,109 <sup>人</sup>	345,958 <sup>円</sup> (349,405)	865 <sup>人</sup>	357,867 <sup>円</sup> (362,390)
1年未満		38	179,237 (179,237)	18	151,428 (151,428)
1年以上 2年未満		38	185,016 (185,016)	4	148,500 (148,500)
2年以上 3年未満		33	191,445 (191,445)	11	155,573 (155,573)
3年以上 5年未満		70	206,743 (206,743)	23	164,778 (164,778)
5年以上 7年未満		91	226,551 (226,551)	22	184,023 (184,023)
7年以上 10年未満		140	250,010 (250,010)	28	203,279 (203,279)
10年以上 15年未満		301	293,467 (293,486)	70	245,864 (245,864)
15年以上 20年未満		387	336,659 (337,537)	81	290,622 (290,622)
20年以上 25年未満		297	381,796 (387,030)	70	333,218 (333,939)
25年以上 30年未満		346	412,376 (418,095)	103	380,933 (386,391)
30年以上 35年未満		228	442,034 (450,626)	107	410,487 (416,810)
35年以上		140	456,412 (466,632)	328	438,290 (446,288)

注 ( )内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		8,671人	受給者1人当たり扶養親族数 2.2人
扶養親族数	配偶者	4,967	
	一人目	職員に配偶者なし	321
職員に配偶者あり		7,151	
族数	その他	6,679	全職員1人当たり扶養手当額 10,838円
	合計	19,118	

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

支給割合	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	15人	60人	199人	335人	140人	389人	325人	1,463人	円 57,613 (64,308)

注 ( )内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

ケ 職員の地域手当の支給状況

地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
		15%	13%	4.5%
人員	16,936人	15人	19人	16,990人
構成比	100.0%	0.1%	0.1%	99.8%
平均手当月額	円 17,635 (17,839)	円 53,237 (54,038)	円 74,024 (76,715)	円 17,540 (17,741)

注 ( )内の額は、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

コ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	8,493人	全職員1人当たり手当額	4,394円
借家・借間居住者	1,496	住居手当受給者の平均家賃額	61,825
自宅居住者	6,998		

## サ 職員の通勤手当および通勤の状況

### 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支 給 を 受 け て い る 者	15,620 人	92.2 %	100.0 %
交 通 機 関 の み 利 用 者	2,377	14.0	15.2
交 通 用 具 の み 利 用 者	11,455	67.6	73.3
自 動 車 使 用 者	11,079	65.4	70.9
自 転 車 等 使 用 者	376	2.2	2.4
交 通 機 関 ・ 交 通 用 具 併 用 者	1,788	10.6	11.5
自 動 車 と の 併 用 者	1,492	8.8	9.6
自 転 車 等 と の 併 用 者	296	1.8	1.9
受 給 者 1 人 当 た り の 手 当 額	11,287 円		
全 職 員 1 人 当 た り の 手 当 額	10,410 円		

### 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所 要 運 賃 額 階 層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	2,057(1,086) 人	49.4 %	49.4%
10,001円以上 12,000円以下	303 (118)	7.3	56.7
12,001円以上 14,000円以下	280 (82)	6.7	63.4
14,001円以上 16,000円以下	312 (105)	7.5	70.9
16,001円以上 18,000円以下	208 (58)	5.0	75.9
18,001円以上 20,000円以下	232 (72)	5.6	81.5
20,001円以上 22,000円以下	139 (47)	3.3	84.8
22,001円以上 24,000円以下	190 (94)	4.5	89.3
24,001円以上 26,000円以下	110 (36)	2.6	91.9
26,001円以上 28,000円以下	123 (37)	2.9	94.8
28,001円以上 30,000円以下	61 (11)	1.5	96.3
30,001円以上 32,000円以下	49 (20)	1.2	97.5
32,001円以上 34,000円以下	42 (7)	1.0	98.5
34,001円以上 36,000円以下	16 (6)	0.4	98.9
36,001円以上 38,000円以下	9 (4)	0.2	99.1
38,001円以上 40,000円以下	13 (3)	0.3	99.4
40,001円以上 42,000円以下	5 (0)	0.1	99.5
42,001円以上 44,000円以下	4 (0)	0.1	99.6
44,001円以上 46,000円以下	3 (0)	0.1	99.7
46,001円以上 48,000円以下	2 (0)	0.1	99.8
48,001円以上 50,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
50,001円以上 52,000円以下	2 (1)	0.1	99.9
52,001円以上	4 (1)	0.1	100.0
計	4,165(1,788)	100.0	-
平 均 所 要 額	12,776円		

注 職員数欄の( )内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

## 交通用具使用者の使用距離階層別分布

### (自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km 未満	2,107 (356) 人	16.8 %
5km 以上 10km 未満	3,568 (331)	28.4
10km 以上 14km 未満	2,166 (226)	17.2
14km 以上 18km 未満	1,564 (216)	12.4
18km 以上 22km 未満	1,052 (135)	8.4
22km 以上 26km 未満	785 (97)	6.3
26km 以上 30km 未満	415 (34)	3.3
30km 以上 34km 未満	310 (13)	2.5
34km 以上 38km 未満	194 (12)	1.5
38km 以上 42km 未満	131 (12)	1.0
42km 以上 46km 未満	104 (20)	0.8
46km 以上 50km 未満	62 (14)	0.5
50km 以上 54km 未満	54 (14)	0.4
54km 以上 58km 未満	19 (6)	0.2
58km 以上 62km 未満	16 (4)	0.1
62km 以上	24 (2)	0.2
計	12,571 (1,492)	100.0
平均使用距離	13.6km	

注 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

### (自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km 未満	478 (221) 人	71.1 %
5km 以上 10km 未満	124 (42)	18.5
10km 以上 15km 未満	39 (19)	5.8
15km 以上 20km 未満	19 (11)	2.8
20km 以上 25km 未満	7 (2)	1.0
25km 以上 30km 未満	1 (1)	0.2
30km 以上	4 (0)	0.6
計	672 (296)	100.0
平均使用距離	4.9km	

注 職員数欄の( )内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

シ 再任用職員の給料表別・級別人員分布

フルタイム勤務職員

給料表	級						
	計	1	2	3	4	5	6
給料表計	76人	1人	48人	4人	2人		
行政職給料表	5			4	1		
研究職給料表	1		1				
医療職給料表(2)	1				1		
高等学校等教育職給料表	40	1	39				
小学校および中学校等教育職給料表	8		8				
技能労務職給料表	21						

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

短時間勤務職員

給料表	級						
	計	1	2	3	4	5	6
給料表計	68人	2人	9人	44人	7人	1人	
行政職給料表	45		1	37	7		
警察職給料表	3			3			
研究職給料表	9		6	3			
医療職給料表(2)	1					1	
医療職給料表(3)	1			1			
福祉職給料表	1		1				
高等学校等教育職給料表	3	2	1				
技能労務職給料表	5						

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

## (2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成20年4月現在における民間給与の実態について調査した。

### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、医療、福祉、教育、学習支援業およびサービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）に分類された549事業所

### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

### ウ 調査実人員

初任給関係356（行政職に相当する調査実人員259人）、初任給関係以外の調査職種5,592人（行政職に相当する調査実人員4,938人。なお、調査該当職種（母集団）の推定数は36,830人であり、行政職に相当するものは30,532人である。）

### エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上	計
事業所数	20	40	49	109

注1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が6あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

### オ 調査結果の概要

#### 職種別平均給与月額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成20年4月分平均支給額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)
支店長	6人	51.9歳	598,687円	0円	598,687円
工場長	22	54.4	683,433	0	683,433
事務部長	76	51.7	606,436	2,976	603,370
技術部長	185	52.5	687,859	498	687,361
事務部次長	46	50.6	538,889	1,129	537,760
技術部次長	30	50.2	636,028	134	635,894
事務課長	190	48.3	532,907	3,304	529,603
技術課長	491	48.0	573,212	5,506	567,706
事務課長代理	92	47.7	453,325	53,378	399,947
技術課長代理	97	45.3	514,944	30,051	484,943
事務係長	218	43.7	465,048	71,100	393,948
技術係長	560	44.0	496,077	95,705	400,372
事務主任	196	39.5	375,863	55,730	320,133
技術主任	354	38.1	428,318	88,531	339,787
事務係員	1,068	33.8	286,162	36,542	249,620
技術係員	1,307	31.5	329,734	64,179	265,555

### 民間における初任給

職 種	学 歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
新卒事務員	大 学 卒	195,815 円	202,861 円	189,016円	192,500
	大 短 大 卒	171,288	168,750	173,108	168,000
	高 校 卒	160,250	161,282	156,580	168,000
新卒技術者	大 学 卒	196,955	200,542	194,084	-
	大 短 大 卒	169,150	171,230	167,600	-
	高 校 卒	163,954	170,665	147,937	159,500
計	大 学 卒	196,335	203,797	191,791	192,500
	大 短 大 卒	170,845	175,469	172,018	168,000
	高 校 卒	162,209	166,939	153,076	163,750

- 注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。
- 2 印をつけたものは、調査実人員が10人以下である。

### 民間における家族（扶養）手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,603 円
配 偶 者 と 子 1 人	18,934 円 (4,331 円)
配 偶 者 と 子 2 人	23,014 円 (4,080 円)

- 注1 家族（扶養）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
- 2 ( )内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

### 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	46.4 %
非 支 給	53.6
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	26,000円以上 27,000円未満

### 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	
	上 半 期 ( A 1 )	346,120 円	283,656 円
	下 半 期 ( A 2 )	339,466	285,944
特別給の支給額	上 半 期 ( B 1 )	776,675	581,283
	下 半 期 ( B 2 )	775,754	586,330
特別給の支給割合	上 半 期 ( B 1 / A 1 )	2.24 月分	2.05 月分
	下 半 期 ( B 2 / A 2 )	2.29	2.05
	年 間 計	4.53	4.10
年 間 の 平 均		4.52 月分	

- 注1 下半期とは、平成19年8月から平成20年1月まで、上半期とは平成20年2月から7月までの期間をいう。
- 2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

### 民間における初任給の改定状況

項目 学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	34.7 %	( 50.0)%	( 50.0)%	( - )%	65.3 %
高 校 卒	23.9	( 48.7)	( 51.3)	( - )	76.1

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。

### 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	46.9 %	5.6 %	2.0 %	45.5 %
課 長 級	27.8	12.5	2.1	57.6

### 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	81.2 %	78.3 %	35.3 %	6.4 %	36.6 %	2.9 %	18.8 %
課 長 級	65.6	62.6	21.9	5.1	35.6	3.0	34.4

注1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所および本年の定期昇給実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 「増額」、「減額」および「変化なし」とは、前年実績との比較である。

### 民間における昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	昇給制度なし			
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	87.8 %	35.3 %	75.8 %	45.8 %	12.2 %
課 長 級	76.6	28.5	75.9	42.8	23.4

注 昇給制度の内容は、複数回答である。

### 民間における賞与の考課査定分の配分状況

項目	課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分
平成19年冬季	56.8 %	43.2 %	69.4 %	30.6 %

民間における賞与の成績区分別の人員分布状況

目	項	課 長 級			係 員		
		上位者	標準者	下位者	上位者	標準者	下位者
	平成19年冬季	25.4 %	58.2 %	16.4 %	26.9 %	54.3 %	18.8 %

民間における賞与の支給状況（最上位者・最下位者）

目	項	課 長 級			係 員		
		最上位者	標準者	最下位者	最上位者	標準者	最下位者
	平成19年冬季	134.2	100.0	66.7	140.8	100.0	67.1

注 標準者を100とした場合の指数を示したものである。

民間における雇用調整の実施状況

項 目（複数回答あり）	実 施 事 業 所 割 合
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	3.3 %
部 門 の 整 理 ・ 部 門 間 の 配 転	7.9
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	3.1
転 籍 出 向	2.6
一 時 帰 休 ・ 休 業	-
残 業 の 規 制	4.1
希 望 退 職 者 の 募 集	0.9
正 社 員 の 解 雇	-
賃 金 カ ッ ト	0.8
計	14.3

注1 平成20年1月以降の実施状況である。

2 「計」は、上記のうち1項目以上の雇用調整を実施した事業所の割合である。

民間における所定労働時間の状況

区 分	1 日 単 位		1 週 間 単 位	
	時間	分	時間	分
平均所定労働時間数	7	45	38	44

### 民間における雇用調整の実施状況

1日当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
7時間30分未満	5.7	%
7時間30分	16.8	68.0 %
7時間31分以上7時間45分未満	8.2	
7時間45分	37.3	
7時間46分以上8時間未満	5.8	32.0 %
8時間	26.2	

1週間当たりの所定労働時間数	適用従業員割合	
37時間30分未満	11.6	%
37時間30分	13.1	67.0 %
37時間31分以上38時間45分未満	9.9	
38時間45分	32.4	
38時間46分以上8時間未満	6.4	33.0 %
40時間	26.6	

### (3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成20年4月)

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,860円	36,110円	46,590円	57,090円	67,570円
住居関係費	18,210	41,390	36,120	30,840	25,560
被服・履物費	4,330	6,190	7,410	8,630	9,860
雑費	38,000	63,180	85,470	107,770	130,060
雑費	9,940	21,400	24,520	27,630	30,740
計	95,340	168,270	200,110	231,960	263,790

注1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:94世帯)における平成20年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成16年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成20年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

#### (4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成20年10月16日に県議会および知事に対して、別記1のとおり報告し、別記2のとおり勧告した。

### 別記第1

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適應しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

### 1 職員の給与等

本委員会が、平成20年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,540人、県費負担市町立学校教職員7,396人、合計16,936人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,546人で、その平均給与月額が378,574円（給料349,696円、扶養手当12,027円、地域手当16,851円）であり、平均年齢は43.4歳（男性44.7歳、女性39.2歳）、性別構成は男性75.1%、女性24.9%、学歴別構成は大学卒59.5%、短大卒16.1%、高校卒24.4%、中学卒0.0%となっている。

また、全職員の平均給与月額は402,642円（給料374,169円、扶養手当10,838円、地域手当17,635円）であり、その平均年齢は43.4歳（男性44.3歳、女性41.7歳）、性別構成は男性63.8%、女性36.2%、学歴別構成は大学卒75.8%、短大卒10.0%、高校卒13.3%、中学卒0.9%である。

なお、今年度の職員の給与については、平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（平成19年滋賀県条例第69号。以下「特例条例」という。）等により、給料等について減額措置が講じられており、当該措置がなかった場合の行政職給料表適用者の平均給与月額は382,514円（給料353,416円、扶養手当12,027円、地域手当17,071円）また、全職員の平均給与月額は406,731円（給料378,054円、扶養手当10,838円、地域手当17,839円）である。

### 2 民間の給与等

県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の549事業所から、層化無作為抽出法により抽出した115の事業所について、人事院と共同して行った「平成20年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(6)のとおりである。

#### (1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員5,592人の給与について調査した。

#### (2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	1 9 6 , 3 3 5 円
	短 大 卒	1 7 0 , 8 4 5 円
	高 校 卒	1 6 2 , 2 0 9 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

#### (3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,603円
配偶者と子1人	18,934円
配偶者と子2人	23,014円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

#### (4) 住宅(住居)手当

民間事業所における住宅(住居)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の46.4%が住宅(住居)手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、26,000円以上27,000円未満となっている。

#### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.52月分となっている。

#### (6) 所定労働時間

本年の民間事業所における所定労働時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間44分となっている。

### 3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢43.9歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして5,545円(1.39%)下回っていることが明らかとなった。

また、特例条例による減額措置前の職員の給与と民間事業所従業員の給与を同様に比較しても、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして347円(0.09%)下回る結果となった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)		公民較差 (A - B)
403,922円	特例条例による減額措置後の額	398,377円	5,545円 (1.39%)
	特例条例による減額措置前の額	403,575円	347円 (0.09%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

3 上段は、特例条例による減額措置後の職員の給与に基づき算定した較差額(率)であり、下段は、特例条例による減額措置前の職員の給与に基づき算定した較差額(率)である。

### 4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレース指数は98.6であった。

また、同年の47都道府県の平均は99.5、近畿6府県は97.0~100.9であった。

## 5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、全国、大津市ともに昨年4月に比べ0.8%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ168,270円、200,110円および231,960円となった。

## 6 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月11日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、一般職の職員の給与等および公務員人事管理について報告するとともに、給与および勤務時間の改定について勧告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

## 7 むすび

### (1) 給与の改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

なお、職員の給与は、特例条例、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第71号）付則第6項および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年滋賀県条例第74号）付則第6項により減額されているところであるが、改定内容の決定に当たっては、社会一般の情勢に適應した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、これまでと同様、特例条例等による減額措置前の公民較差に基づき検討を行った。

まず、現行の各給料表については、民間事業所従業員との給与較差が認められるものの、人事院が国家公務員の俸給表の改定を見送っていることから、給料表の改定により、本年の公民較差の解消を図ることは、必ずしも適当ではない。

一方、諸手当のうち地域手当については、平成18年4月からの給与構造の見直しによる段階的措置として今年度は東京都特別区に在勤する職員は15%、県内に勤務する職員は4.5%の割合で支給されているところであるが、この手当が給与水準の調整機能を有することに鑑みれば、これをそれぞれ1%、0.05%引き上げることが適当である。なお、平成21年度における暫定支給割合についても、制度導入時の趣旨から人事院が行った報告に準じて設定することが適当であるが、その際、県内地域については、これまでと同様、本県の実情を十分踏まえる必要がある。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、本県においても医師確保が重要な課題となっており、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

なお、人事院は、本府省業務調整手当の新設についても勧告を行ったところであるが、その制度趣旨等に照らせば、本県への導入は必要ないものと認める。

### (2) 勤務時間の見直し

本年、人事院は、勤務時間は、給与と同様に基本的な勤務条件であり、情勢適應の原則に基づき、民間と均衡させることを基本として定めるべきものとしたうえで、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定する勧告を行ったところである。

一方、本年の職種別民間給与実態調査における本県の民間事業所の所定労働時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間44分となっている。このような状況や職員における仕事と生活の調和の促進を図る観点から、人事院勧告に準じて勤務時間を見直すことが適当である。

なお、勤務時間の見直しに当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことを基本とするとともに、実施時期については、国や他の都道府県の動向にも留意していく必要がある。

### (3) 人事評価制度の確立

本県においては、平成18年4月からの「給与構造の見直し」により、勤務実績をよりの確に反映し得る基盤が整備されたところであるが、職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、本県の昇給・昇格や勤奨手当の各制度がより実効性の高いものとなるよう、国における新たな人事評価制度の導入および地方公務員法改正の動向等を踏まえ、引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組を進める必要がある。

### (4) 教員給与の見直し

教員の給与については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律を受け、平成19年3月に中央教育審議会の答申がなされたところである。

義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）に基づく教員給与の改善措置の一環として設けられた手当であるが、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006において、メリハリを付けた教員給与体系の検討と併せて、人材確保法に基づく優遇措置は縮減するとされたところである。これらを踏まえて、従来の手当のあり方も勘案しながら全国人事委員会連合会において、「モデル手当額」が示されたところである。改定に当たってはこれによるべきであるが、他の都道府県の動向にも留意する必要がある。

#### (5) 時間外勤務の縮減

時間外勤務については、これまでも、職員の心身両面の健康管理や公務能率の増進を図るため、その縮減に努めるよう繰り返し要請してきたところであり、仕事と生活の調和を促進する観点からも重要な課題であるが、依然として、長時間の勤務実態が一部で見受けられるところである。

管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、業務の割振りや進ちょく等の適切な把握に基づく適正な時間管理、職員間の協力体制の充実、週休日等の振替制度の積極的活用を図るなど、時間外勤務の目に見える縮減に向けて、全職員が一丸となって取り組む必要がある。

#### (6) メンタルヘルス対策の充実

近年、公務の複雑化や多様化が進む中で、職員の仕事上のストレスも増大する傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

職場におけるメンタルヘルス対策は、心の病を持つ職員だけを対象とするものではなく、すべての職員の心の健康を保持・増進するものであり、任命権者は、組織としての職場が明るく活力に満ちた働きやすい状態となるよう努めるとともに、心の病の予防をはじめ、その早期発見、療養中のケア、職場復帰の支援、再発の防止等、総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実に努める必要がある。

#### (7) 人材育成の推進

日常業務を通じて職員の意欲と能力を引き出し、組織目標の達成と職場の活性化を目指す取組として、現在、段階的に導入されている「自律型人材育成制度」については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、人材育成の新たな方策の一つとして、県の組織全体で実効ある取組を行う必要がある。

#### (8) 男女共同参画の推進

男女共同参画の推進については、これまでの種々の課題を踏まえ、「滋賀県男女共同参画計画（第2次改訂版）」が策定され、仕事と生活の調和の促進や女性の活躍支援が重点取組テーマに設定されたところであり、任命権者は、特定事業主行動計画に基づき、他の事業者の模範となるよう、男性の育児休業取得の促進をはじめとした、仕事と生活を両立できる環境づくりに率先して取り組むことや、行政における女性の参画を促進するため、女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努める必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、公民の均衡を図るため、地域手当により月例給の水準調整を行うとともに、医師確保が重要な課題となっていることから、国と同様に医師および歯科医師に対する初任給調整手当の引上げを行う報告および勧告となったところである。

他方、本県においては、平成15年4月以降、厳しい財政状況を理由とし、職員の給与が減額措置されているところであるが、当該措置は、地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であり、誠に遺憾である。

言うまでもなく、組織の礎は人であり、たとえ財政健全化に向けた真摯な取組の中にあっても、職員への適正な処遇は、最も重視すべき行政運営の根幹をなす要素である。こうした異例の措置が、終期を定めたとはいえ、足掛け6年の長きにわたり継続されていることは、全国の自治体の中でも極めて厳しいものであり、職員の士気の低下や人材確保への影響は避けられず、その代償は大きいと言わざるを得ないところであり、本委員会としては、大変憂慮するところである。

減額措置の解消に向けた最善の努力が尽くされることを切に要望するとともに、職員の給与決定に当たっては、勧告に基づく本来の職員の給与水準を確保すべきと考える。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割をあらためて認識され、勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 1 改定の内容

医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。

## 2 給与改定等の概要

平成20年10月16日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成21年2月定例県議会に提案され、同年3月25日に可決成立し、同月30日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

### (1) 改定の内容

#### 給与改定

ア 初任給調整手当 国に準じて改定  
最高支給月額 医師・歯科医師：306,900円 410,900円

#### イ 地域手当

(ア) 平成20年度支給割合 東京都：15% 16%、県内：4.5% 4.55%、医師13% (据え置き)  
(イ) 平成21年度支給割合 東京都：16% (据え置き)、県内：4.55% 4.65%、医師13% 14%  
(人事委員会規則の改正による)

#### 勤務時間の見直し

職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定

### (2) 実施時期

上記(1)のうち、ア、イ(イ)、については平成21年4月1日から、イ(ア)については平成21年1月1日から実施。

### (3) 給与の削減

平成20年度から平成22年度までにおける職員の給与の特例に関する条例(平成19年滋賀県条例第69号)により、次のとおり給与の減額措置を実施。

なお、特別職の給料月額について、知事は20%、副知事は13%、その他の常勤特別職は12%を減額(平成21年度からは、知事は23%、副知事は15%、その他の常勤特別職は14%を減額)。また、期末手当算出の基礎となる場合の給料月額を知事は20%、副知事は10%削減するとともに、知事、副知事、その他の常勤特別職の期末手当基礎額に係る加算額を10%削減。

#### 平成20年度

#### ア 給料と諸手当の削減

給料月額は次の割合を削減する(給料切替えに伴う経過措置の範囲内)とともに、地域手当、期末手当、勤勉手当等給料月額を算定基礎とする諸手当の算定に適用。

部長・次長級	給料月額の 6%
課長級	" 4%
参事級	" 2.5%
その他職員	" 1.5%

#### イ 期末・勤勉手当の加算額の削減

期末手当基礎額および勤勉手当基礎額に係る加算額から、その10%を削減。

#### ウ 管理職手当の削減

管理職手当は次の割合を削減。

部長・次長級	15%
--------	-----

その他の管理職手当受給者	10%
平成21年度	
ア 給料と諸手当の削減	同上
イ 期末・勤勉手当の加算額の削減	同上
ウ 管理職手当の削減	
部長・次長級	25%
課長・参事級	20%
その他の管理職手当受給者	15%

### 3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給	9 件	-	-	-
給料表異動	-	2 件	-	-
職務の級	1 件	-	1 件	-
諸手当	1 件	2 件	-	-

## 第4 勤務時間その他の勤務条件等

### 1 職員の週休日および勤務時間の割振りの特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振りについて別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成21年3月31日現在)

#### 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	変則勤務による4週6休

#### 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性等により、規則第2条の規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容
教育委員会 びわ湖フローティングスクール	教 員	学習航海による22時間連続勤務

## 第5 分限および懲戒関係

### 1 分限処分の状況

当委員会に通知のあった分限処分はない。

### 2 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 20 年 5 月 8 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 20 年 5 月 27 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 20 年 10 月 14 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 20 年 11 月 14 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 20 年 11 月 14 日
知 事	免 職	平 成 20 年 11 月 19 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 20 年 11 月 21 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 20 年 11 月 21 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 20 年 12 月 18 日
知 事	減 給	平 成 20 年 12 月 26 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 21 年 3 月 24 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 21 年 3 月 24 日

## 第6 公平審査関係事務

### 1 勤務条件に関する措置の要求

平成20年度における係属事案および新規要求事案はない。

### 2 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

#### 総括表

区 分	平成19年度末 係属件数	平成20年度			平成20年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	0件	4件	9回	1件	3件

### 3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	0	0	2	0	1	0	3

#### 4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成20年度中に5件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26.5.12) 昭41.9.29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40.3.12) 昭41.9.29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40.1.16
昭41.9.29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41.9.9
(昭35.7.14) 昭41.9.29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35.6.15
(昭27.10.30) 昭41.9.29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27.10.29
昭41.12.26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.4.3
昭54.2.27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53.5.23
平元.12.16	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平元.11.14
平2.6.7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2.5.31
平13.4.13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12.4.1
平17.8.4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町境ヶ谷6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16.4.3

注 ( )内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

## 5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

### (1) 本 庁

(平成21年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、政務調査室長、課長補佐、総務課の主幹および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局長、理事、政策監、防災危機管理監、次長、管理監、技監、知事公室長、防災危機管理局長、経営企画監、IT統括監、子ども・青少年局長、課長、主席参事、副局長、福利厚生室長、県民情報室長、温暖化対策室長、健康づくり支援室長、薬務室長、食の安全推進室長、経済振興特区推進室長、観光産業振興室長、科学技術活用推進室長、農業団体指導検査室長、国営事業対策室長、技術管理室長、用地対策室長、交通安全対策室長、琵琶湖不法占用対策室長、参事、IT企画室長、琵琶湖レジャー対策室長、廃棄物監視取締対策室長、農産ブランド推進室長、にぎわう農村推進室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、主任専門員、秘書課、人事課および財政課の主幹および副主幹、人事課(福利厚生室を除く。)の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	教育長、理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、所長、参事、総括補佐、課長補佐、指導補佐、副参事、教育総務課の主幹、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課の主幹、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、福利課の主幹および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、主幹、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

### (2) 出先機関

機 関	職
すべての出先機関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
南部振興局 および地域振興局	局長、管理監、技監、副局長、部長、副部长、課長、課長補佐
南部振興局甲賀県事務所 および高知県事務所	所長、次長、部長、副部长、課長、課長補佐
大津県税事務所	所長、次長、課長
自動車税事務所	所長、次長、課長
食肉衛生検査所	所長、次長
動物保護管理センター	所長、次長
大津林業事務所	所長、次長
大津健康福祉センター	所長、副所長、課長、課長補佐
保健所	所長、次長、課長、課長補佐
精神保健福祉センター	所長、次長
子ども家庭相談センター	所長、次長
計量検定所	所長、次長
病害虫防除所	所長、次長
家畜保健衛生所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
大津土木事務所	所長、次長、課長、課長補佐
東京事務所	所長、副所長、情報課長
消防学校	校長、教頭
政策研修センター	所長、次長
消費生活センター	所長、次長
男女共同参画センター	所長、次長
近代美術館	館長、副館長、総括学芸員、課長

機 関	職
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、主席参事、総合企画統括員、環境情報統括員、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、総務課長、総括学芸員、課長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
森林センター	所長、次長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
障害者更生相談所	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長、主任専門員
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、副校長
農業技術振興センター	所長、次長、部長および分場長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
愛知川流域田圃整備事務所	所長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川ダム建設事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長
荒神山少年自然の家	所長

## 6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.2.16
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭37.4.23
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.7.22
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭44.3.20
滋賀県自治会館管理組合	大津市京町四丁目3-38 合同ビル自治会館内	昭46.1.21
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町本丸1-20	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.3.10
愛知郡広域行政組合	愛知郡愛荘町大字香之庄518	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成20年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	南部振興局建設管理部、南部振興局甲賀県事務所建設管理部、各地域振興局建設管理部（湖北地域振興局木之本建設管理部を除く。）(3)、湖北地域振興局木之本建設管理部、高島県事務所建設管理部、大津土木事務所、各流域下水道事務所(2)、各ダム建設事務所(2)	労働基準監督署
13号	各保健所(7)、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護担当、彦根子ども家庭相談センター保護担当、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁医務薬務課薬業振興担当、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、森林センター、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械電子・金属材料担当を除く。）、東北部工業技術センター機械電子・金属材料担当、各高等技術専門学校(2)、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査担当、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、荒神山少年自然の家、図書館、各中学校(3)、各高等学校(48)、各特別支援学校（寄宿舎を除く。)(14)、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁各課局（事業課および医務薬務課薬業振興担当を除く。)(55)、南部振興局（建設管理部を除く。）、南部振興局甲賀県事務所（建設管理部を除く。）、各地域振興局（建設管理部を除く。)(3)、高島県事務所（建設管理部を除く。）、大津県税事務所、自動車税事務所、大津林業事務所、大津健康福祉センター、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護担当および彦根子ども家庭相談センター保護担当を除く。)(2)、計量検定所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、消費生活センター、障害者更生相談所、愛知川流域田園整備事務所、交通事故相談所、議会事務局各課(2)、教育委員会事務局各課（文化財保護課城郭調査担当を除く。)(8)、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部各課センター室（運転免許課を除く。)(22)、機動警察隊、鉄道警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署(12)、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁各水道事務所(3)、各浄水場(3)	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁本庁各課(2)	

備考 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいう。

## 2 職権行使の状況

平成20年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

### (1) 事業所調査

平成21年2月に、13事業所において労働基準監督上の次の事項について調査を実施した。

- 主たる事業内容
- 勤務時間・休憩等
- 時間外勤務
- 年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況
- 育児・介護を行う職員の状況
- 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況
- 宿日直勤務の状況
- 施設および設備
- 安全衛生管理体制
- 健康診断
- 事故および労働災害
- 安全管理

### (2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成20年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、14か所（ボイラー11基、第一種圧力容器8基）である。平成20年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

#### ア 検査の実施状況

種 類	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	9	7

注 落成検査等は、(社)日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

#### イ 設置状況

(平成21年3月31日現在)

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平20.7.1~平21.6.30	
森 林 セ ン タ ー		1	平20.4.1~平21.3.31	
東 北 部 工 業 技 術 セ ン タ ー		1	平20.6.1~平21.5.31	
農 業 技 術 振 興 セ ン タ ー	1		平20.7.1~平21.6.30	
水 産 試 験 場	1		平20.7.1~平21.6.30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平8.12.1~平9.11.30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平20.4.1~平21.3.31	
八 幡 工 業 高 等 学 校	1		平21.3.1~平22.2.28	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平20.7.1~平21.6.30	
盲 学 校	1		平20.5.1~平21.4.30	
聾 話 学 校	1		平20.8.1~平21.7.31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平20.9.1~平21.8.31	
教育総務課学校施設経理担当 (旧八幡養護学校)	2		平19.11.1~平20.10.31	休止中
三 雲 養 護 学 校	3		平20.5.1~平21.4.30	
14 事 業 所	11	8		

## 人事委員会年報（平成20年度）

発行年月	平成21年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453